

## 令和元年度 第2回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	令和元年7月22日(月) 午後3時30分～午後5時00分
開催場所	松阪市役所 入札室
出席者 (敬称略)	委員長 楠井 嘉行 (弁護士) 副委員長 村田 裕 (前名城大学教授) 委員 坂本 昇 (税理士) 委員 古田 顕子 (司法書士)
事務局	契約・検査統括参事 岡野 契約担当参事兼契約監理課長 松下 調達係長 柳川 検査指導係長 野口 検査指導担当主査 大河内 契約係長 中西
議題	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題1</div> 入札及び契約の状況報告(平成31年4月から令和元年6月分) <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の発注状況について</li> <li>・指名停止措置の運用状況について</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題2</div> 抽出事案の審議(村田委員抽出) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">議題3</div> 随意契約に係る意見聴取について <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">その他</div> 次回開催日程及び抽出委員の選出等について

委 員	事 務 局
<b>●入札及び契約の状況報告</b>	
<p>・議題1の入札及び契約の状況報告として、今期の工事発注状況と指名停止措置について事務局より説明されたい。</p>	<p>・工事の発注状況について</p> <p>第1四半期の入札件数は総計150件。内訳として工事117件、委託32件、入札不調1件であった。前年同期と比較し、発注総数では14件の増。契約金額は総計28億8168万7150円。内訳が工事26億9866万3270円、委託1億8302万3880円で前年比較総計約34億2000万円の減。昨年度は、合併特例債を活用した大型建築工事等が多く発注されたが、昨年度の同時期と比較し、件</p>

委 員	事 務 局
	<p>数は増だが契約金額が大幅に減額となった。平均落札率は、昨年同時期より若干減少し、全体で 83.13%、内訳として工事が 85.13%、委託が 75.84%で、ともに概ね最低制限価格付近での落札率となり、競争性が十分発揮された結果になったと考えている。</p> <p>・ <b>指名停止措置の運用状況について</b>  第 1 四半期における指名停止は 1 件 1 社の措置があった。  福岡県築上町発注の公共工事の入札めぐり、入札価格を調整したとして社員が談合容疑で逮捕されたことで、1 か月間の指名停止措置としたもの。</p> <p>・ <b>指名停止の期間変更について</b>  松阪市建設工事指名停止要領の改正に基づき、平成 31 年 4 月 1 日付で変更したもの。</p> <p>・ 国交省発注のトンネル工事で従業員の贈賄容疑での逮捕によるもの。当初は平成 30 年 7 月 24 日から 24 か月間の指名停止措置であったが、要領改正により指名停止期間が 3 か月に変更されたが、既に停止後 3 か月を経過していたことで要領改正の 4 月 1 日付で指名停止を解除。</p> <p>・ 東京都発注の舗装工事において、3 社が独占禁止法第 3 条の違反で、24 か月の指名停止であったが、要領改正により指名停止期間が 1 か月に変更されたことで 4 月 1 日付で指名停止を解除。</p> <p>・ リニア中央新幹線建設工事で 4 社が独占禁止法第 3 条の違反で、24 か月の指名停止措置であったが、要領改正により指名停止期間 3 か月に変更されたことで 4 月 1 日付</p>

委 員	事 務 局
	<p>で指名停止を解除。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿地区 6 社の百貨店業者による独占禁止法第 3 条の違反で、12 か月の指名停止措置であったが、指名停止期間が 1 か月に変更されたことで 4 月 1 日付で指名停止の解除。</li> <li>・あま市発注の工事入札をめぐり元取締役が贈賄容疑で逮捕され平成 31 年 3 月 9 日から 24 か月の指名停止措置を行ったが、要領改正により指名停止期間が 3 か月に変更になり令和元年 6 月 8 日までの指名停止期間となったが、平成 31 年 4 月 26 日の不起訴処分になったことで、規定により令和元年 5 月 9 日付で指名停止の解除。</li> <li>・4 月以降の指名停止措置の運用状況ですが、これらの基準の改正については当委員会でも説明をさせていただいておりますが、今回三重県の改正を参考に変更したものの。</li> </ul> <p>三重県は、談合防止強化を目的に厳しい措置を講じられておりますが、平成 29 年 7 月に中央公契連モデルに準拠した基準に改正。改正前の厳しい基準では、長期の指名停止は下請けでも受注できず、地域雇用や災害時対応などを担う建設企業の存続に悪影響を及ぼす恐れがあることや不正行為に対し厳正な措置は必要ですが、一方で参加者が限定的な大規模工事では競争性の低下を助長することも起こり得るなどの理由から、本市も平成 31 年 4 月 1 日付で三重県モデルを参考としたもの。</p>

委 員	事 務 局
<p>抽出事案の審議（村田委員抽出）</p> <p>・抽出事案の審議の前に確認したい。議案1入札及び契約状況の中で、工事入札件数が年々増加傾向にあるが、工事発注の平準化などの措置を行った結果なのか。一過性のものか分析できているのであれば伺いたい。</p>	<p>昨年度に比べ工事件数が14件増え117件。例年工事件数は350件から400件程度、例年から考えるとこの四半期に4分の1以上あったものと推測。工事発注の平準化については、昨年度の入札不調が多発した状況から意見書でも、債務負担行為や繰越手続きには法的に難しい問題も存するが工事の平準化については検討していただきたいと意見をいただいている。</p> <p>前年度と比較し第1四半期に工事の発注件数に大きく増加が見られるのは舗装工事と建築一式工事である。例年、大型工事を優先して発注し、規模の小さな工事は年度後半に発注されることが多い。既に工事施工が予定されていた舗装工事が前倒しで発注されたことや学校関係の工事（トイレ改修、体育館や校舎の修繕工事など）が本年度も多く発注されているが、これらの工事については夏休み期間までに完了をする必要性から早期発注に至ったもの。</p> <p>学校関係の工事は、昨年度は下半期にも多く発注があった。第1四半期に多く発注されることは平準化になっていると取れますが、結果的には根本的な債務負担や繰越手続きなどの法的な問題は解消されていないのが現状であると分析しているところがあります。ただし、舗装工事など早期発注が可能な工事については、可能な限り毎年継続して早期発注をしていくよう担当課と協議を進め、平準化に努めていきたいと考えている。</p> <p>平成30年度契約で債務負担行為による工事発注は21件、大型建築工事や樹木管理関係で当初より1年間以上の工期が必要であった案件。また、繰越工事は災害復旧工</p>

委 員	事 務 局
	<p>事として 30 年度末に繰越承認を経たものが 6 件、工期延長を余儀なくされた案件が 25 件で合計 31 件。いずれも平準化対策の措置ではございませんが、債務負担行為及び繰越工事は 52 件です。</p> <p>次に、抽出案件について説明をさせていただきます。</p> <p><b>入札参加者数 5 社以下、落札率 90%以上について</b></p> <p>この案件については 2 件。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「準用河川九手川補償調査業務委託」</li> </ul> <p>この業務は、河川拡幅等で大型スーパーの駐車場用地が買収に係るため、その用地や工作物、営業補償の調査業務である。補償コンサルタントの登録として、物件補償、営業補償の両方の許可を持つ業者が少ないことから入札参加が 5 社と少なかったものと考えられる。また、予定価格算出率が 99.6%と高い設定となったことで、4 社は最低制限を下回り、高値応札をした 1 社が落札、落札率も 99.26%と高いものとなった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「柿野小学校外 1 校トイレ改修工事」</li> </ul> <p>この工事は参加者が少ない建築工事であった。夏休み中の完成を目指した学校関係の建築一式工事が 4 月以降多く発注されてきている中で、6 月 27 日に開札を実施。夏休み中の工期という条件と手持ち工事等の関係から参加が少なかったと推測。参加 2 社とも高値での応札であったため、結果落札率が 96.19%になったものと分析。</p> <p><b>落札率 90%以上について</b></p> <p>この案件については、3 件。</p> <p>「中部中学校コンクリートブロック塀改修工事」と「西中学校外 1 校トイレ改修工事」予定価格算出率が高く設定されたことで、</p>

委 員	事 務 局
	<p>落札率も 93.03%と 97.28%であった。</p> <p>「港小学校外 1 校トイレ改修工事」  入札参加 7 社中 2 社が同日落札制限により無効となり、残る 5 社は全て 90%以上の高値で応札。結果、松阪飯南森林組合が 92.33%で落札。有効参加者 5 社全てが高値で応札されている案件はあまり見受けられないが、若干の応札額に開きがあるため競争性は働いていると考えます。応札者の中にはどの案件にも高い確率で高値で応札している業者も見える。それが自社の戦略として応札なのか、高値待ちなのか不明であるので分析は非常に難しいと考えている。</p> <p><b>入札参加者数 5 社以下について</b>  この案件については 34 件です。  飯南飯高管内における地域指定型の土木関係工事です。地域指定に係る工事は、従来より参加業者が少なく限定的であるため以前より当委員会の審議対象となっていますが、現時点では落札率が 85%前後で競争性は働いていると考えます。</p> <p>第 1 - 8 号浄化槽設置工事も飯南飯高管内の地域指定型の管工事。  この工事は浄化槽法で浄化槽整備士を求めていることから参加条件が限定され 4 社の参加になったと考えられる。落札率は 85.6%で競争性が働いていると考えます。</p> <p>続いて造園関係の工事です。  地域指定型の工事同様、入札参加業者が少なく限定的であるため、以前より当委員会の審議対象となっています。  入札参加条件として、市内・準市内業者を対象とし同日落札制限や手持ち工事を除外しながら可能な限り窓口を拡げ対応してい</p>

委 員	事 務 局
	<p>る。現時点で落札率 85%前後で競争性は働いているものと考えています。</p> <p>いずれの案件も当審査会で適正性を確保し、不自然な入札が無いか注視続ける必要があると意見をいただいているので引き続き慎重な制度運用に努めていきたいと考えています。</p> <p>続いて、建築関係の工事です。建築一式工事は、前年度同期と比べ大幅に発注件数が増えています。特に学校に関する改修工事は、夏休み期間中の完成を目指していることで一気に工事の発注が集中したことで手持ち工事件数の関係で参加者が少数になったものの、入札については適正に執行されていると考えています。</p> <p>その他特殊性のある案件について、工事内容などから参加者が少なくなる傾向にありますが、概ね競争性は確保されているものと考えています。</p> <p><b>低入札価格調査型について</b></p> <p>低入札価格調査型案件は 4 件です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まず「第三小学校校舎大規模改造工事」（第 3 期工事）です。低入札型ですが、落札率は予定価格に対し 84.57%です。</li> <li>・次に上水道と下水道の合冊工事 3 件です。この合冊工事は上水道と下水道のそれぞれの歩掛りを基礎とし合冊積算している関係から、同額の応札額になることが少なく、積算内訳書の審査基準に満たさず失格になる業者も多くみられる。落札率は 75%前後と失格基準価格付近であるので今後も継続して注視していく必要があると考えております。</li> </ul> <p><b>インセンティブ型</b></p> <p>インセンティブ型の工事発注について</p>

委 員	事 務 局
	<p>は、今年度 6 件の発注を予定し、4 月～6 月で 3 件の発注を実施。参加業者も 10 社前後で落札率も概ね 85% で参加業者からも好評を得ており、今後も続けていきたいと考えております。</p> <p><b>入札不調について</b></p> <p>入札不調は 1 件発生。「花岡小学校外壁改修工事」で 3 社の入札参加があったものの全ての業者が同日落札制限により無効となり不調となったもの。契約については最も安価で応札した業者と随意契約を行った。</p> <p>4 月から 6 月 20 日までに入札があった建築関係の工事では 4～5 社の参加が見られます。不調となった案件は、四半期最後となる 6 月 27 日に入札を行ったもので、その中でもトイレ工事においては、参加業者が 2 社しかおらず、入札を行うごとに参加者が減ってきているのが確認できる。このような状況から最後の事案が不調となったもの。</p> <p>昨年度末の入札不調が多く発生した中で、同様の理由から不調となる可能性があったため担当課とは協議、調整を行ってきたが、夏休み中に工事を完了させたい結果で、今後においても入札不調が発生しないよう協議、調整を続けていかなければならないと考えている。</p>

委 員	事 務 局
<p>・ご報告いただいた案件より、何点か確認したい。工事発注の平準化について、消費税増税や学校関係の修繕工事の前倒しから工事発注が増となったということだが平準化について今後の対策はどのように考えているのか。</p> <p>また、昨年の当委員会の協議の中でも平準化のための債務負担行為や繰越関係の法整備が必要との意見もあったが、何か改正を行われたのか。</p> <p>・次に抽出案件の意見となるが、地域指定の工事や造園関係の工事については、事務局からの説明のとおり、市内業者で履行可能な業務であり、落札率も最低制限価格付近であることから、特に問題とするものでもないと思うが、限られた競争の中においては、不自然な入札が無いか、しっかりと継続して入札状況には注視していただきたいと思う。</p> <p>また、建築工事に係る入札不調について、前回の意見書の中でも記述したように建築工事が増えて手持ち工事の関係などで結果参加者が無いなど不調に至ったことについては一過性のものとしたが、担当課と十分協議をした結果としても、今回1件であるが同じような事案が発生したことに関し、今後もしっかり注視をしていくべきところであると思う。</p>	<p>今回は、結果的に前倒しとなっている状況ですが、次年度以降は担当課と協議し、できる限り早期発注が可能なものは実施をお願いしたいと考えている。</p> <p>また、債務負担行為や繰越が必要な工事については、正規の手続きを経たうえで実施しているが、会計年度内における予算執行が基本的なもので、それを越えた手法については現時点では難しい問題であることに変わりはありません。働き方改革では、発注者の責務として適正な工期の設定、平準化に向けた債務負担行為や繰越明許費の活用が明記されているものの現時点では努力義務としており改革に至るには時間が必要な状況。平準化については今後もできることから進めていく必要があると考えている。</p> <p>地域指定工事や造園工事、建築関係の入札不調については、委員のご意見のとおり、しっかりと注視を続け適正な入札、契約に努めていきたいと考えております。</p>

委 員	事 務 局
●抽出事案の審議（村田委員抽出）	
<p>・続いて、低入札調査価格制度の4件の内3件の上水道と下水道の合冊工事について、同額が少ないとの説明だったが、詳細な内容を伺いたい。</p> <p>・次にインセンティブ型の工事内容について詳細にお聞きしたい。また、今後の発注数を増やしていく考えがあるのか教えていただきたい。</p>	<p>次に低入札調査価格制度での合冊工事について、上水道と下水道の工事の積算過程で、経費率などで各社が積算した入札価格にばらつきが生じるため同額になることが少ないと考える。また積算内訳書の審査基準ですが、土木工事関係においては純工事費（直接工事費＋共通仮設費）が設計書計上額の85%以上、現場管理費が設計書計上額の70%以上、一般管理費が設計書計上額の30%以上としており、同様の理由で基準をクリアできないものも少なくなく、失格基準価格付近で応札しても基準を満たさず失格になる場合も発生している。</p> <p>資料3の33ページの工事のように、失格となる価格での応札ではないが、審査基準を満たさない5社が失格となり、6番目の価格の業者が落札している。34・35ページも同様で同価格もほとんど見られず、合冊による工事は審査基準によっては失格になる場合が多い案件である。</p> <p>しかしながら、落札率は失格基準価格付近の75%付近となっていることから、低入札調査価格制度については、今までどおり注視を続けていかなければならないと考えている。</p> <p>30年度は5件発注、今年度は既にこの四半期に3件発注を行った。全件で6件の発注を予定。</p> <p>6件の内容は設計金額500万円までの土木一式工事ランクAの工事を2件、1500万円までの土木一式工事ランクBの工事を2件、1500万円から3000万円までの土木一式工事ランクCの工事を1件、水道本管工事3000万円から5000万円までのランクDの工事を1件の予定。</p>

委 員	事 務 局
<p>・最後に「高機能消防指令センター総合工事及び保守業務委託」について、設計額が10億円を超える高額で落札率も77%と低くなっている。工事と保守業務を含んだ特殊な工事と思うが内容についてご説明いただきたい。</p>	<p>インセンティブ型工事は、工事の適正な施工確保を図りつつ、市内業者の技術力や社会的貢献へのモチベーションを高めるために導入した制度。業者からも概ね高評を得ており今後も継続していきたいと考えております。年間5件程度とし多くても10件までとする考えです。</p> <p>この工事は松阪地区広域消防組合消防本部が行う工事ですが、市が依頼を受け当課で発注、入札を実施した。</p> <p>消防指令センターは火災、救急などの災害通報受信から、災害地点の特定、出動隊の編成及び指令、支援情報の提供、関係機関への連絡等を一元的に処理し、24時間365日管内住民の安全安心を守る極めて重要な役割を担っている。指令台設備は導入以降14年が経過し、経年の老朽化から不具合発生頻度も増加し、今後の部品供給の限度なども踏まえ、安定かつ継続的な運営のため更新工事が必要な状況となってきた。</p> <p>この工事は、一元処理が可能なシステムを導入し、合わせて庁舎改修も含めた整備を行うもので、さらに価格の低廉化を図るために整備後10年間の保守管理も含めて発注したもの。給食センターや学校空調設備工事で行われたDBO方式によるものではありませんが、D(デザイン)が無い維持管理付工事発注方式になると思われまます。あくまで工事と保守を合わせた価格競争での入札です。また、庁舎改修があり建築一式工事も含まれますが、システム改修が主な工事になるので業種は電気通信工事の特定建設業とし、地域条件は全国で、資格総合点数は1000点以上としました。</p> <p>また、業者実績として10年以内に元請とし官公庁が発注する高機能消防指令センター</p>

委 員	事 務 局
	<p>総合整備事業に対応する装置を自社製造し、施工実績を有することとしました。</p> <p>技術者資格は、電気通信工事の監理技術者を専任で配置すること、指令システムの担当技術者として、第1級または第2級の無線技術士の配置及び庁舎改修に係る1級建築士又は1級建築施工管理技士の配置を条件としております。</p> <p>参加が予想される業者は国内主要メーカーで施工上の担保と品質の確保が得られるとの判断があり、また、建築工事が一部あるもののほとんどの部分がシステム改修であるため、最低制限価格を設定しない入札として発注したところ、工事施工と保守を含めた特殊工事のため、結果的に3社の応札でしたが、落札率が77.4%と競争性が大きく働いた結果となった。</p> <p>応札額7億7000万円の内訳は工事費5億5000万円、10年間の保守2億2000万円です。</p>

委 員	事 務 局
● 随意契約締結に係る意見聴取について	
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>・ 第1四半期の随意契約のうち対象案件について説明する。</p> <p>① 松阪市道路台帳補正業務委託</p> <p>道路台帳の補正業務は、道路工事により構造が変化した路線について、現地調査と測量を実施し、道路台帳を更新するための道路情報を得て、道路台帳附図（1/1000）及び台帳調書を更新し、松阪市統合型 GIS 上で運用する道路台帳管理システムへ反映させる業務である。道路台帳を作成することができる業者は複数あるが、現地調査や測量で得た道路更新情報を道路台帳へ反映させる技術は、各社独自のもので互換性はない。更に道路台帳データを、市が導入している松阪市統合型 GIS 上で稼働させるためのデータに変換する技術も契約相手独自の技術であることから、現地調査から道路台帳システム整備までの一連の業務は契約相手方以外の業者が実施することはできない。平成13年度に導入された「松阪市統合型 GIS」は、契約相手方が著作権を有しており、他の業者が業務を実施する場合は、様々なリスク（蓄積した道路台帳の再構築不能、著作権使用料の負担、統合型 GIS からの離脱によるサービス低下等）が生じ、市の負担が大きくなると考えられる。以上のことから、令和元年度の松阪市道路台帳補正業務について、これまでと同様に随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>② 松阪市公共建築物定期点検業務委託</p> <p>本業務を安定的に継続的かつ質の高い点検・調査報告を得るためには、習熟した多くの点検調査者を要すことに加え、</p>

委 員	事 務 局
<p>.....</p> <p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>各調査者が作成した報告書をすべて精査し、均一かつ一定の水準以上の品質を確保できる体制が構築されている必要がある。</p> <p>今回契約相手方の建築物の定期点検業務及び建築設備定期点検業務を複数年度随意契約にて受託した実績があることから、履行責任や当該報告書の品質確保が担保できることに加え、有利な価格で契約することができるため自治令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。</p> <p>.....</p> <p>③ 松阪市アスベスト調査台帳整備業務委託</p> <p>今回の業務は、平成 29 年度に委託し整備した、建築確認台帳及び建築計画概要書の電子化及び位置特定がされた建築確認電子台帳を基に、平成 29 年度に実施していない建築確認台帳の位置特定（S 3 3～S 4 5 分）を行ったうえで位置特定された建築確認情報（S 3 3～H 1 8 分）と登記事項要約書を紐づけし建築物と所有者情報を結びつけ、アスベストが使用している可能性がある建築物の台帳（アスベスト調査台帳）を整備することを目的としている。</p> <p>平成 29 年度の業務委託により整備した建築確認電子台帳及び現在利用しているシステム（共用データベース及び建築地図情報システム）を利用して整備を行うものであるため、当該システム提供者と自治令 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結した。</p>

委 員	事 務 局
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>④ 集団子宮頸がん、乳がん検診委託業務          集団子宮頸がん、乳がん検診は市民の利便性を考慮し、健康センターはるるの他、市内8会場において検診車を配車し実施している。          検診車で実施する集団の女性がん検診である子宮頸がん、乳がんを対応できる唯一の業者となることから自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。</p> <p>.....</p>
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p> <p>.....</p>	<p>⑤ 戸籍総合システムハードウェア、ソフトウェアの賃貸借及び保守業務委託          本システムは、戸籍届の入力や戸籍証明書の交付を行う基幹業務を担うシステムである。          他社へ変更した場合と比較し、コスト面やデータ以降のリスク、職員作業の軽減、システムの安定性等で優位性があること、並びに現行のコンビニ交付システムと引き続き連動できることから、自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。</p> <p>.....</p>
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>⑥ 子育て支援令和元年度法改正（幼児教育無償化）機能追加業務          子ども・子育て支援法の改正により、私立幼稚園、幼稚園の預かり保育、認可外保育施設が幼児教育・保育無償化の対象になったことによる管理システムが必要となった。          それぞれの情報は、既存の子ども子育て支援システムで管理している児童・施設の情報と密接な連携が必要であり、現行システムに機能追加を行う対応としたため、現行システムの委託事業者と自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。</p>

委 員	事 務 局
<p><b>委員会としての意見</b></p> <p>・ 随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>⑦ 松阪市都市計画図等作成事業業務委託 松阪市統合型GISシステム（P a s C A L W e b）は、市が使用するライセンス等を所有しており、サーバ機器等の入替を行っても新たにシステムの購入を行う必要は無く、継続して使用することが可能であり、都市計画図データの更新作業において、現行システムの開発業者が効率的かつ確実な更新作業を行える。</p> <p>また、松阪市統合型GISシステムは、各課個別システムとも連動しており、新たなシステム等の構築は経費が増加する。相手方は、三重県市町総合事務組合がおこなった第3期共有デジタル地図事業において県内全域の地図更新事業を行うにあたり、共有デジタル地図共同企業体の構成員として事業に関わっている。</p> <p>以上のことから、地図作成や松阪市統合型GISに精通し、業務実績があるため自治令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結した。</p>
<p>● 次回開催日程及び抽出委員の選出</p>	
<p>・ 次回開催日を令和元年10月15日（火）15時00分からとし、抽出委員は坂本委員とする。</p>	